



# 教えてJAさん！ Q&A

**Q** 遺言書の作成が、相続対策に効果的だと聞きました。遺言書を作ることのメリットとデメリットを教えてください。

(伊勢市 62歳・男性)

**A** 遺言書を作成することで、相続争いを防ぐことにつながるなどのメリット、専門的な知識が必要になるなどのデメリットがあります。

## 遺言書の有無で 何が変わる？

遺言書は、法的効力のあ  
る書面です。民法の規定に  
より、法定相続分よりも遺  
言書による指定相続分が優  
先されるため、遺言書があ  
れば原則として遺産分割協  
議は不要となり、金融機関  
や役所、法務局等での手続  
きがスムーズになります。

ただし、すべての財産が  
遺言書に記載されているこ  
とが明確でなければ他にも  
財産が存在する可能性を否  
定できないため、遺言書に  
は「その他一切の財産は〇〇

## 遺言書作成の メリット

「相続させる」等の記載が  
必要です。

遺言書を作成することで、  
理想通りの財産分配が可能に  
なります。遺言書がない場合  
は、遺産分割協議が必要にな  
り、その際には亡くなった人  
の意思が相続人全員に伝わら  
ず、相続争いになることがあ  
ります。また、遺言書がない  
ことで相続手続の際には、遺  
産分割協議書や相続手続依頼  
書などに相続人全員の署名・  
押印と印鑑証明書の添付が必  
要となり、相続人の負担は大

きくなります。

特に農地等がある場合は、  
営農の意思がある相続人を確  
認し、遺言書によりスムーズ  
に承継させることが大切です。  
都市近郊の農地で転用が  
比較的容易な場合、遺言書が  
なければ、遺産分割協議の際  
に、一部の営農する気のない  
相続人が転用目的で取得を希  
望することもあり得ます。

## 遺言書作成の デメリット

遺言書作成にもデメリッ  
トはあります。

自筆証書遺言の作成には  
専門的な知識が必要で、形  
式上の不備により無効にな  
るといった心配もあります。  
一方、公正証書遺言ではこ  
のような心配は無用です  
が、作成費用と手間がかか  
ります。

また、相続人全員が合意  
すれば、遺言内容と異なる  
分割が可能であることも認  
識しておく必要があります。  
それでもデメリットを上  
回るメリットがありますの  
で、検討する際にはお近く  
のJAまでご相談ください。

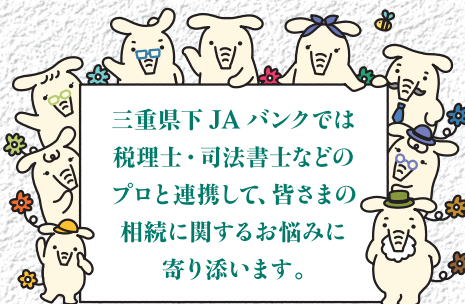
## 相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の  
一般的な相談

相続税の  
概算の試算

生前対策に  
関する相談

遺言信託に  
関する相談 (※)



※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 多気郡 / JA 伊勢 / JA いがふるさと

※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。